

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 6年11月15日

宮城県知事

村井嘉浩 殿

宮城県加美郡加美町字西田一番18番地の1
加美商工会長 中島信也

宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41番地
色麻町長 早坂利悦

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
加美町長 石山敬貴

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：児玉 徹

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 位置・面積・地勢

【色麻町】

色麻町は、宮城県北西部加美郡の南端に位置し、東西約2.4km、南北は約5kmの狭いくさび型であるのが特徴で3市2町1村（仙台市、大崎市、加美町、大和町、大衡村、山形県尾花沢市）と隣接し、総面積109.28km²である。西部及び南部は奥羽山系に属する前船形山、船形山、花染山等からなる山岳地帯を形成し西に支脈を發している。これらの山岳地帯を源とする保野川は西部から北西部を流れ、加美町で鳴瀬川に注ぐ。三峯山、花染山等に水源を有する花川は、西南から中心に向かって縦貫し、鳴瀬川に合流。これらの河川沿いの後背湿地・谷底平野、それらに取りつく段丘及び扇状地帯に集落・市街地が形成されており、その背後に火山地の山地が連なっている。

県庁まで約3.5kmに位置にあり、町を南北に縦断する国道457号は、岩手県一関市と白石市を結び、国道4号と並行しているため経済交流の重要路として、また、大衡村で国道4号と合流するため、仙台市への経済交流、通勤、通学の基幹道路となっている。

2. 地域の災害想定

(1) 風水害

河川は、一級河川鳴瀬川が隣町の加美町との町境を流れており、その支川として花川、保野川、長谷川、深川、河童川、新深川があり、これらの河川については、雨期における増水等による水害の危険性を有しており、清水、高城字新八幡、高城字上高城、吉田、黒沢字本田、黒沢字合柄橋、四竈字町、四竈字本郷、四竈字東原、四竈字北目、四竈字向町、四竈字塩竈、一の関が鳴瀬川洪水浸水想定区域に、黒沢字木戸川、四竈字新田町、四竈字伝八、志津字新田、志津字鷹巣屋敷岸、小栗山、王城寺字沢口山、高根がその他河川を含む洪水浸水想定区域に指定されている。

(2) 土砂災害

土砂災害危険箇所20箇所、山地災害危険地区7箇所が位置付けられている。

【土砂災害警戒区域等の概要】

- ・土石流危険溪流（国土交通省）土石流が発生するおそれがある溪流。
- ・崩壊土砂流出危険地区（農林水産省）地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与える恐れのある地区。
- ・地すべり危険箇所（国土交通省・農林水産省）地すべりが発生するおそれがある区域。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省）傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地。

(3) 地震

東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震、長町一利府線断層帯の地震発生が想定される。

(4) 風雪害

本町は、北西の季節風が強く、積雪量も多い。積雪による町道等の通行不能箇所が発生することがある。

1. 位置・面積・地勢

【加美町】

加美町は、仙台市の北部、大崎市古川の西部に位置し、東端は大崎平野の西端を形成、西端は山形県との境を成す奥羽山脈を隔てて尾花沢市に接している。地積は東西3.2km、南北2.8km、面積は460.67km²である。奥羽山脈の支脈船形山から発する清流鳴瀬川が町を西川から東へ貫流している。町の東部は広大な水田地帯が広がる加美町の中心部となっており、鳴瀬川沿いの段丘が水田と集落に利用されている。

主要な道路は、町の東部を南北に走る国道457号と、東西に横断する国道347号があり、両道路が交差する中新田地区は人口、商業、工業が集積し中心市街地を形成、又、東北縦貫自動車道古川ICや東北新幹線古川駅、JR陸羽東線西古川駅も隣接している。

2. 地域の災害想定

(1) 風水害

河川のうち3河川（鳴瀬川・多田川・田川）が大雨によって氾濫した場合、被害を受けるおそれのある対象区域では住宅浸水、農地冠水の被害が予想され一部区域では5～10m未満の浸水が想定される。

(2) 土砂災害

地すべり危険箇所6地区、急傾斜地崩壊危険箇所11地区、土石流危険渓流26渓流、山地災害危険箇所118地区、道路災害危険箇所30地区及び雪崩危険箇所4地区を災害等が発生する危険性等の高い地区としている。

(3) 地震

東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震、長町一利府線断層帯の地震発生が想定される。

(4) 風雪害

春季の北西風や台風時の東風、南東風が吹く際に、瞬間最大風速30m/sを超える強風に見舞われることもあり、樹木や電柱、家屋等の倒壊により人的被害が発生するおそれがある。

また、乾燥期に吹く強い西風は、大火災の大きな要因となる。積雪では町西部の小野田地区及び宮崎地区は豪雪地帯に指定されており、凍結や猛吹雪により一時的に交通が遮断されることもある。県より4箇所が雪崩危険箇所Iに指定されている。

2. 商工業者の状況

【管内事業者数】

地域	商工業者数	うち小規模事業者数	小規模事業者数割合
色麻町	211	164	77.7%
加美町	1,053	813	77.2%
合計	1,264	977	77.3%

令和3年経済センサス—活動調査より

上記「管内事業者数」及び次頁「地区別業種別状況」の商工業者数は、平成28年経済センサス—活動調査より産業分類の農業、林業、漁業並びに鉱業以外の「非農林漁鉱業」を抜粋している。

【地区別業種別状況】

○色麻町

業 種	商工業者数	小規模事業者数	状 況
建設業	43	33	町内全域に分散
製造業	27	21	町内全域に分散
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	該当事業所なし
情報通信業	0	0	該当事業所なし
運輸業、郵便業	14	11	町内全域に分散
卸売、小売業	52	40	河川付近に多い
金融業、保険業	0	0	該当事業所なし
不動産業、物品賃貸業	1	1	事業者詳細不明
学術研究専門・技術サービス業	3	3	町内全域に分散
宿泊業、飲食、サービス業	20	16	町内全域に分散
生活関連サービス業、娯楽業	10	8	町内全域に分散
教育、学習支援業	1	1	市街地にある
医療、福祉	17	13	町内全域に分散
複合サービス業	6	4	町内全域に分散
サービス業(他に分類されないもの)	17	13	町内全域に分散
合 計	211	164	

○加美町

業 種	商工業者数	小規模事業者数	状 況
建設業	170	131	町内全域に分散
製造業	98	75	町内全域に分散
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	市街地にある
情報通信業	3	3	町内全域に分散
運輸業、郵便業	36	28	町内全域に分散
卸売、小売業	286	220	市街地に多い
金融業、保険業	11	6	市街地に多い
不動産業、物品賃貸業	22	21	町内全域に分散
学術研究専門・技術サービス業	25	22	町内全域に分散
宿泊業、飲食、サービス業	93	72	町内全域に分散
生活関連サービス業、娯楽業	119	93	町内全域に分散
教育、学習支援業	33	25	町内全域に分散
医療、福祉	69	53	町内全域に分散
複合サービス業	9	6	町内全域に分散
サービス業(他に分類されないもの)	78	58	町内全域に分散
合 計	1,053	813	

3. これまでの取組

(1) 色麻町の取組

【色麻町地域防災計画の策定】

災害対策基本法に基づく計画として町及び防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項及び関係機関相互の緊密な連絡調整を図るための基本的大綱を示すものとして推進し、町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、防災対策を推進する。

【防災知識の普及（職員への防災知識の普及）】

職員に対する関係マニュアルの作成、配付、研修会、防災訓練等を通じて防災制度、自らが行う役割等について習熟する機会を与え、職員の防災関係意識の向上に努める。

【住民への防災知識の普及】

総合防災訓練、講演会等の実施により住民の防災意識の向上を図る。防災関連行事の実施に努める。

【地域での防災知識の普及】

ハザードマップの作成・周知を図り、有効に活用されるよう内容は十分な検討を行っている

【防災訓練の実施】

定期的な実施、地域の実情に応じた内容で実施している。

【自主防災組織の活動】

行政区等を中心とする自主防災組織、各行政区に女性防火クラブが、平常時から防災訓練、防災知識の習得に努めている。

【食料及び生活物資等の備蓄】

想定される最大避難者数3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄し、防災拠点に集中備蓄、避難場所の位置を勘案した倉庫への分散備蓄体制を整備する。

(2) 加美町の取組

【加美町地域防災計画の策定】

災害対策基本法により、町が町民の生命・身体及び財産を災害から保護する責務を果たすための基本となるものと位置づけられ、計画的な防災行政の推進と地域住民等の防災活動における指針として役割を担うものとして、町村合併前の3町においてそれぞれ策定されていたが、平成15年4月に合併して加美町が誕生したことに伴い、旧町の地域防災計画を修正し、平成17年3月に加美町地域防災計画が策定された。

【住民に対する防災知識の普及】

防災意識の向上を図るための防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報紙、パンフレット、広報車の巡回等により広く周知、地域住民の積極的な参加を呼びかけている。

【地域での防災知識の普及】

ハザードマップの作成・周知を図り、有効に活用されるよう内容は十分な検討を行っている

【総合防災訓練の実施】

年1回以上実施。的確な防災活動の実施と連携、住民に対する防災知識の普及及び防災活動能力を高めるために実施されている。

【自主防災組織の結成】

行政区を中心とした自主防災組織のほか、女性防火クラブ等が平常時から防災訓練を行い、防災知識の習得に努め、普及を図っている。

【食料及び生活物資等の備蓄】

想定される最大避難者数の3日分等、初期対応に十分な量の物資を備蓄し、備蓄拠点を指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 商工会の取組**【事業者BCPに関する国の施策の周知】**

専門家派遣事業やBCP支援ガイドブック等中小企業庁等から全国商工会連合会を通じて案内があった施策等を周知している。

【事業者BCP策定セミナーへの案内、参加勧奨】

宮城県や県連合会が実施するBCPセミナーへの案内及び参加勧奨を行っている。

【大規模災害対策マニュアルの策定】

平成21年度に県連合会主導により大規模災害対策マニュアルを作成し、毎年見直しを行っている。

【損保会社等と連携した損害保険への加入促進】

災害による損害の補填や休業時の資金確保等を目的として、宮城県火災共済協同組合と連携した総合火災共済（洪水、高潮、土砂崩れも補償範囲）や地震危険補償特約、感染症補償特約等を低廉な保険料で加入できるビジネス総合保険等への加入推進を行っている。

【防災訓練への参加及び協力】

色麻町および加美町が実施する防災訓練への参加、協力を勧奨する。

II 課題**1. 事業者のBCP策定状況**

地域内におけるBCP策定状況は把握できていない。巡回時の確認では、未策定の事業所が、殆どであり、策定への意識づけ、重要性への啓蒙が不足している。

2. 職員の策定支援スキル

地域内小規模事業者にBCP策定支援を求められる事例が無く、専門的知識や経験を持っていない。更には、保険・共済に対する助言を行える職員も不足している。

3. 応急対策に関する町との連携

当会の大規模災害マニュアルにおいて災害時の安否確認や被害状況確認、連絡手段等を定めているが、町に対する情報伝達の方法等を定めていない。

4. 感染症対策

地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルー

ル作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することも行っていなかった。又、職員の感染により商工会の支援機能が停止することのないようテレワーク等の知識が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

1. 地域内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

会員事業所に対しBCPに関する調査を行い、地域内事業者における策定状況を把握し、職員間での共有を図る。又、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

【数値目標】

支援事業内容	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業者BCP策定状況の実態調査(件数)	回 (件)	1 (300)	1 (300)	1 (200)	1 (100)	1 (100)
リスクチェックシートによる共済・保険の加入状況確認	件	50	50	50	50	50
防災ガイド等を用いた災害リスクの周知	回	1	1	1	1	1

2. 職員の策定支援スキル強化

国、県、県連合会が実施するBCP策定セミナーに積極的に職員が出席し、知識習得に精励するとともに、専門家や保険会社との連携により情報交換や個別相談会の開催を通じて職員が不足するノウハウを習得し、支援体制を構築する。

【数値目標】

- ・BCP策定セミナーへ年1回、職員1名参加
- ・BCP策定個別相談会の年1回開催

3. 関係機関との連携体制の構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と加美町・色麻町との間における被害情報報告ルートを構築し、平時から連携した訓練を行う。又、発災後速やかに支援策が行えるよう、組織内における指揮命令システムの体制を確立し、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【数値目標】

- ・地域行政と連絡ルート確認訓練を年1回実施
- ・商工会の大規模災害マニュアルを年1回見直し

4. 感染症拡大防止体制の構築

感染症対策拡大時に備え、地区内小規模事業者に対して、業種別の感染症対策ガイドライン等を活用し、感染拡大防止策等について事業者への周知を図る。

また、VPN接続による商工会のグループウェアやクラウド型経営支援ツールを活用し、作業データのクラウド化とナレッジマネジメントを強化することにより、感染による商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する。

5. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年 4月 1日～令和12年 3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・商工会と色麻町・加美町で役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

地域防災計画に基づき、本計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急措置等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

【自然災害等リスク認識に向けた注意喚起】

巡回訪問、窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

【情報の共有に関すること】

会報や町広報、ホームページ、色麻町・加美町の広報紙等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

【事業者BCP策定に関する指導、助言に関すること】

小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等に関する情報提供をはじめ、事業継続力強化の指導及び助言を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣し具体的取り組みを支援する。

【各種制度の情報提供に関すること】

必要に応じて事業継続の取組に関する専門家派遣をはじめ、宮城県商工会連合会等の関係団体が主催する普及啓発セミナーの開催や行政の施策、損害保険の紹介等の事業継続力強化に関する情報を商工会の会報やホームページ掲載等により積極的に小規模事業者に提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

平成20年6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」を契機として、平成21年3月に事業継続力計画「大規模災害対策マニュアル」を作成。その後、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年4月に改訂。令和6年10月に最新版を作成している。

③ 関係団体等との連携

全国の商工会で加入勧奨している、商工会の休業応援共済制度（元受団体／全日本火災共済協同組合連合会）を販売する宮城県火災共済協同組合や損害保険会社に専門家等の派遣を依頼し、巡回・窓口相談時をはじめ、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーの共催や自然災害に対応した各種共済制度の紹介等を実施する。

又、感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

自然災害対応力強化に関する注意喚起を促すために関係機関への普及啓発ポスター等の提供依頼し、事業者が目にする場所に掲示を行う。

④フォローアップ

巡回、窓口指導時やアンケート調査実施により、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の取組状況を把握し、(仮称)事業継続力強化推進会議(商工会・色麻町・加美町)にて状況を確認するとともに、改善点等について協議をすることにより小規模事業者の災害リスク対応の取組について、フォローアップ支援を実施する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度6弱以上の地震)が発生したと仮定し、色麻町・加美町との連絡ルートの確認等を行い、訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、管内に震度6弱以上の地震発生、又は商工会長が災害対策本部設置を必要と認める災害が発生した場合、速やかに「災害対策本部」を商工会内に設置し、下記の手順で職員の安否と管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡するとともに、色麻町・加美町と連携し被災小規模事業者の支援を行う。

なお、商工会での設置する災害対策本部の組織体制は次の通り。

【災害対策本部の組織体制と業務】

対策本部全体	危機管理対応の職場内調整、突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本部長 (会長)	危機管理対応方針の決定 危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長又は支部長)	対策本部との連絡調整 危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集と発信 対策本部決定方針の支部への徹底
本部長代行 (事務局長・参事)	本部長の補佐、職員の出勤体制の決定、行政及び県連への報告 最優先業務の決定、平時体制移行の決定、その他全体的な事項
副本部長 (課長・副参事)	本部長及び本部長代行の補佐、官公庁対策
責任者 (支所責任者)	職員の状況確認(自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等) 対策本部の設営、本所・支所(事務所)との連絡調整 会員支援項目の立案、重要書類の保全
情報収集担当員	責任者の補佐、役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集

① 応急対策の実施可否の確認

大規模災害対策マニュアルに基づく緊急連絡網等を活用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認したうえで、商工会と加美町・色麻町により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。

感染症の国内感染者発生後には、職員の体調管理を行い、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、色麻町・加美町に設置される感染症対策本部からの指示・依頼等に基づき、商工会における感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

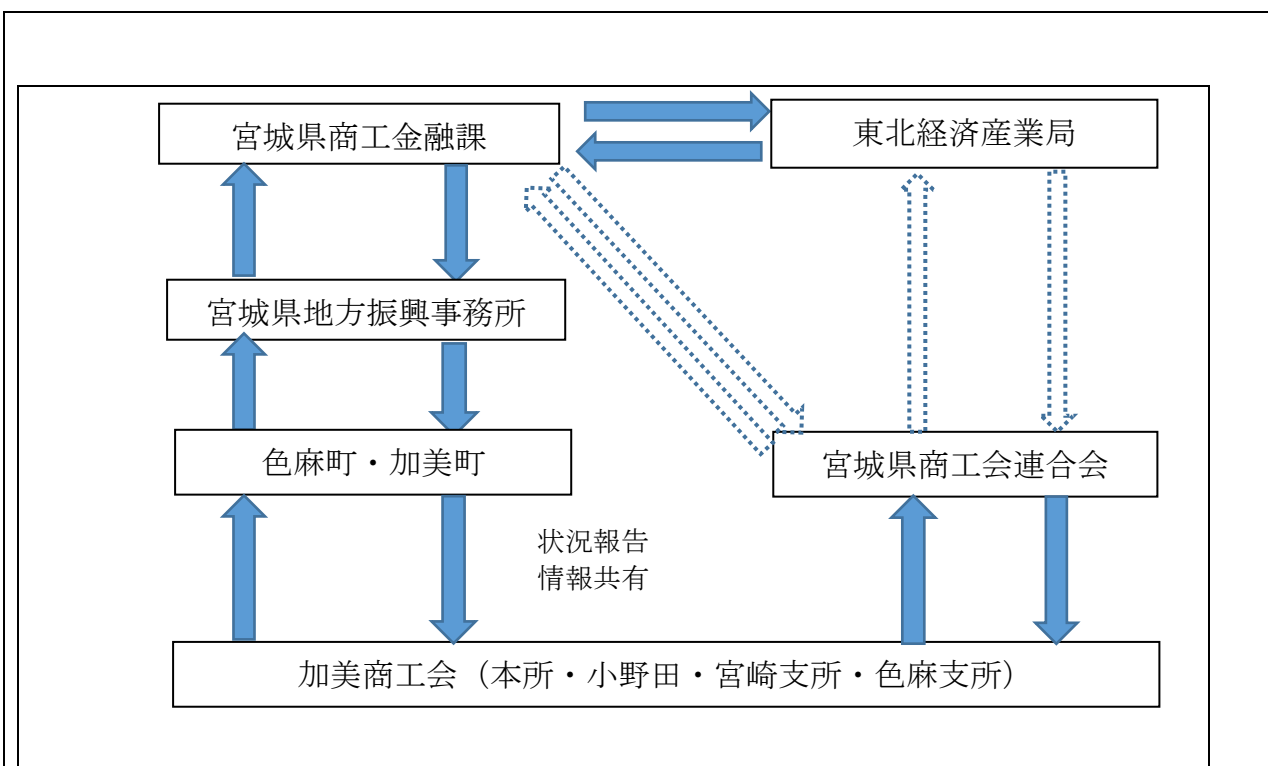
商工会と色麻町・加美町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の安全確保状況によって応急対策ができない場合の役割分担を決め、大まかな被害状況確認と速やかな情報共有を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全損・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、大きな被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・被害情報を迅速に把握できる指揮命令系統を構築し、色麻町・加美町及び宮城県、宮城県商工会連合会に報告する。被害情報については、指示命令系統を構築後、商工会情報収集担当職員が中心となり、迅速な情報収集に努める。
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。具体的には町からの円滑な災害の発生状況に関する情報を受けつつ、事業者に関する被害状況を確認し報告する情報共有体制の構築を行う。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と色麻町・加美町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・商工会と色麻町および加美町が共有した情報を色麻町および加美町より県地方振興事務所へ報告する。
※但し、急を要する場合については、県商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合もある。
- ・感染症流行の場合、国や宮城県からの情報や方針に基づき、商工会と色麻町・加美町が共有した情報を宮城県の指定する方法によって商工会または各町より宮城県へ報告する。



【商工会事務所 連絡先】

・加美商工会本所	加美郡加美町字西田一番18番地の1	TEL0229-63-2734	Fax0229-63-3495
・小野田支所	加美郡加美町字町屋敷2-5-1	TEL0229-67-2427	Fax0229-67-6977
・宮崎支所	加美郡加美町宮崎字町38-1	TEL0229-69-5120	Fax0229-69-5224
・色麻支所	加美郡色麻町四竈字北谷地41	TEL0229-65-4384	Fax0229-65-3077

【関係市町村・団体 連絡先】

・色麻町 地域振興課	加美郡色麻町四竈字北谷地41番地	TEL0229-65-2123	Fax0229-65-4400
・加美町 商工観光課	加美郡加美町字西田三番5番地	TEL0229-63-6000	Fax0229-63-3398
・宮城県商工会連合会	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号	TEL022-225-8751	Fax022-265-8009

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

下記により相談窓口を迅速に開設し、被害詳細を把握するとともに、支援施策の周知と小規模事業者の被害状況に応じた復旧支援を行う。

- ・相談窓口の開設方法について、宮城県商工会連合会や色麻町・加美町と協議する。
(国・県からの要請があった場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された地域および建物において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認をする。
- ・応急時に有効な、国・県・色麻町・加美町等の被災事業者施策について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・色麻町および加美町と連携し、宮城県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定するとともに、宮城県商工会連合会や国・県・地域行政等の支援機関との連携により、被災小規模事業者に対して有効な支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣を宮城県商工会連合会に要請するとともに、専門家派遣等についても各支援機関に要請する。

< 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） >

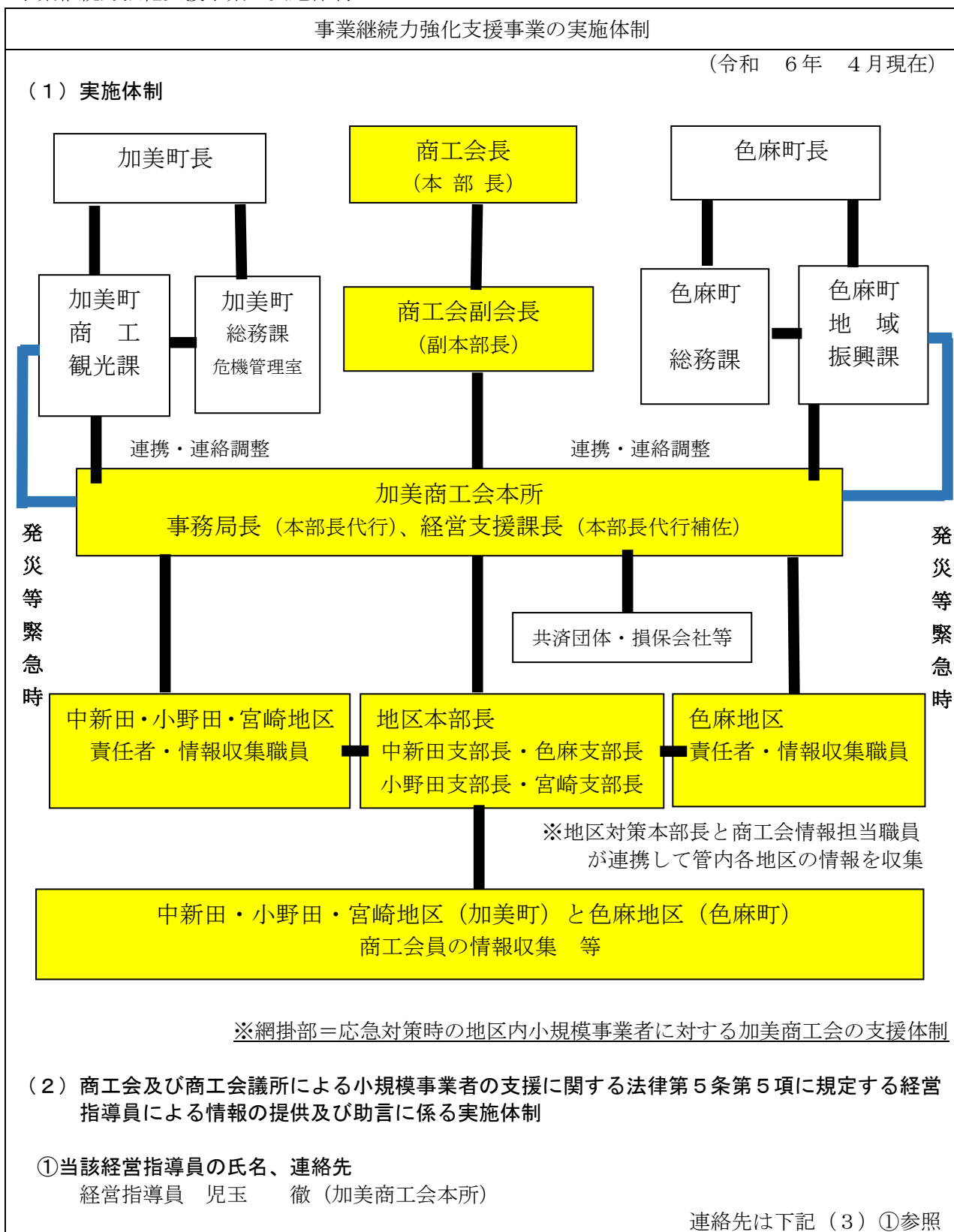
- ・色麻町および加美町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・色麻町および加美町の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

< 7. その他 >

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

加美商工会 (本 所)	郵便番号	9 8 1 - 4 2 5 2
	住所	宮城県加美郡加美町字西田一番18番地の1
	電話	0 2 2 9 - 6 3 - 2 7 3 4
	F A X	0 2 2 9 - 6 3 - 3 4 9 5
	E-mail	kami@plum.ocn.ne.jp
加美商工会 (小野田支所)	郵便番号	9 8 1 - 4 3 3 4
	住所	宮城県加美郡加美町字町屋敷2-5-1
	電話	0 2 2 9 - 6 7 - 2 4 2 7
	F A X	0 2 2 9 - 6 7 - 6 9 7 7
	E-mail	Onoda251@ruby.ocn.ne.jp
加美商工会 (宮崎支所)	郵便番号	9 8 1 - 4 4 0 1
	住所	宮城県加美郡加美町宮崎字町38-1
	電話	0 2 2 9 - 6 9 - 5 1 2 0
	F A X	0 2 2 9 - 6 9 - 5 2 2 4
	E-mail	myzk@ruby.ocn.ne.jp
加美商工会 (色麻支所)	郵便番号	9 8 1 - 4 1 2 2
	住所	宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41
	電話	0 2 2 9 - 6 5 - 4 3 8 4
	F A X	0 2 2 9 - 6 5 - 3 0 7 7
	E-mail	sikama@ruby.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.kami.miyagi-fsci.or.jp/	

②関係市町村

【色麻町】

地域振興課	郵便番号	9 8 1 - 4 1 2 2
	住所	宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41番地
	電話	0 2 2 9 - 6 5 - 2 1 2 3
	F A X	0 2 2 9 - 6 5 - 4 4 0 0
	E-mail	syoko@town.shikama.miyagi.jp
総 務 課	郵便番号	9 8 1 - 4 1 2 2
	住所	宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41番地
	電話	0 2 2 9 - 6 5 - 2 2 1 0
	F A X	0 2 2 9 - 6 5 - 2 6 8 5
	E-mail	bosai@town.shikama.miyagi.jp

【加美町】

商工観光課	郵便番号	9 8 1 - 4 2 9 2
	住所	宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地
	電話	0 2 2 9 - 6 3 - 6 0 0 0
	F A X	0 2 2 9 - 6 3 - 3 3 9 8
	E-mail	shoukougankou@town.kami.miyagi.jp
総務課 危機管理室	郵便番号	9 8 1 - 4 2 9 2
	住所	宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地
	電話	0 2 2 9 - 6 3 - 5 2 6 4
	F A X	0 2 2 9 - 6 3 - 2 0 3 7
	E-mail	kikikanri@town.kami.miyagi.jp

③その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ等作成費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、色麻町補助金、加美町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。